

がっこうきゅうしょくひ のうふ おしらせ 学校給食費の納付についてのお知らせ

1 学校給食の申込み及び学校給食費の口座振替の手続について

(1) 川崎市立小学校又は特別支援学校から中学校へ入学する場合

川崎市立小学校又は特別支援学校から入学する場合は、内容に変更がない限り、市立中学校へ入学するときに、**学校給食の申込みと学校給食費の口座振替の手続**をしていただく必要はありません。

- 既に川崎市立小学校又は特別支援学校で口座振替により学校給食費をお支払いの場合、口座情報を変更しない限り、**中学校入学後も同じ口座から学校給食費が自動的に引落されます。**
- 教材費、修学旅行費などの**学校徴収金（中学校が指定する口座）**とは別の手続になりますので御注意ください。
- 学校給食費の口座の変更を希望する場合には、(2)手続②の「学校給食費の口座振替の手続」を行うことにより、新たな口座にすることができます。

(2) 市外からの転入等により、令和7年度から新たに市立学校に入学する場合

学校給食の提供を受けるには、①**学校給食の申込み**と②**学校給食費の口座振替手続**が**両方必要**です。

手続① 学校給食の申込み

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンやスマホから、**オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)**

で、学校給食の申込みを行ってください。

- 申込期限 **必ず給食開始の日までに**
- 申込方法 **QRコードからアクセスして必要事項を入力**

学校給食の申込み用



初めて e-KAWASAKI を利用する場合は、利用者登録が必要になります。

または「**学校給食申込書**」(4枚組の書類のうち**4枚目**) → **学校**に提出

- 切り離して必要事項を記入して、**入学式の日に学校に提出**してください。
- 学校給食申込書の用紙が必要な場合は、**入学予定の学校に直接お問い合わせ**ください。

てつぎ ② がっこうきゅうしょくひ こうざふりかえ てつぎ
学校給食費の口座振替の手続

パソコンやスマホから、Web口座振替受付サイトで口座振替の手続を行ってください。

- **申込期限** 必ず給食開始の日までに
- **申込方法** QRコードからアクセスして必要事項を入力
- **注意事項** 口座振替の手続はお子様ごとに必要です。



または「口座振替納付依頼書」(4枚組の書類のうち1~3枚目) → 金融機関に提出

- 複写式ですので、切り離さずに必要事項を記入して、裏面の金融機関に直接お持ちください。
- 口座振替納付依頼書の用紙が必要な場合は、入学予定の学校に直接お問い合わせください。

＜取扱金融機関＞

銀行	信用金庫	その他
みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・群馬・きら	よこはましんようきんこ 横濱信用金庫 かわさきしんようきんこ 川崎信用金庫 さわやか	ちゅうおうろうどうきんこ 中央労働金庫
ぼし・横浜・東日本・神奈川・静岡中央・ゆうち	しんようきんこ 信用金庫 しばしんようきんこ 芝信用金庫 じょうなんしんようきんこ 城南信用金庫	せれさ 川崎 農業
よ (郵便局)・PayPay・楽天・イオン	せたがやしんようきんこ 世田谷信用金庫	きょうどうくみあい 協同組合

- 学校給食費以外の経費は、別途、中学校が指定する金融機関の口座からの引落としとなります。
- 学校給食費の口座振替にかかる手数料は川崎市が負担しますので、保護者負担はありません。

2 学校給食費について

令和7年度の学校給食費及び納期限(口座振替日)は次のとおりです。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分
学年	給食実施回数	区分	1期	2~8期	9期				
1・2年生	165回(最大)	完全給食	11,400円	5,700円	10,740円				
3年生	155回(最大)	完全給食	10,600円	5,300円	10,580円				

- 令和7年6月に改めて、令和7年度の「納入額決定通知書」を各保護者宛てに郵送します。
- 学校給食費は、最終的にお子様の1年間の給食食材の発注回数に応じて、お支払いいただきます。学校給食費の「精算」は第9期で実施します。
- 牛乳停止の場合は、上の金額から牛乳の料金が引かれた金額となります。

3 学校給食費の納付手続に関するQ & A

Q1 住所や氏名等が変更となった場合

中学校入学前に提出済の「学校給食申込書」の記載内容(学校給食費負担者(保護者等)の氏名、連絡先電話番号)に変更があった場合、「学校給食申込書記載事項変更届」を学校に提出してください。用紙は学校からお渡しするほか、川崎市ホームページからもダウンロードできます。

※住民票の異動を伴う転居による住所変更の際は、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出は不要です。

Q2 食物アレルギー等により牛乳を停止する又は牛乳のみの提供を受ける場合はどのような手続が必要か?

「学校給食費区分変更届」の提出が必要となります。既に市立小学校等で提出した場合も、入学される中学校に相談の上、改めて提出をお願いします。学校給食の提供を停止する場合も、中学校への相談と「学校給食費区分変更届」の提出が必要です。詳細は学校に御相談ください。

Q3 生活保護(又は就学援助)を受給している場合は?

生活保護を受給している方や就学援助の認定を受けている方は、学校給食費の負担は生じません。認定となるまでの間お支払いいただいた学校給食費は、認定期間に応じて還付します。学校給食の申込み及び口座振替の手続は必要です。

▶問合せ先

学校給食の申込又は口座振替の手続など、学校給食費に関するお問い合わせは、下記担当までお願いいたします。

川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話：044-200-2539/FAX:044-200-1810/mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

学校給食費に関するよくある御質問など、その他、学校給食費の取扱いに関する詳細は、下記URLを御参照ください。

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>



川崎市 学校給食費